

第 1－1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係（一括）

1 各筆明細書

整理 番号	農地中間管理機構に権利の設定をする者(甲)			(住所)			(氏名又は名称)			
	農地中間管理機構(乙)			(住所) 千葉市中央区市場町1番1号			(氏名又は名称) 公益社団法人 千葉県園芸協会 理事長 江波戸 一治			
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙)			(住所)			(氏名又は名称)			

権利を設定する土地(A)			(甲)から(乙)に設定及び(乙)から(丙)に設定する権利(B)							備考
所在			現況 地目	面積 (㎡)	権利の 種類	利用内容	10a当り借賃 (円・kg・俵)	借賃 (円・俵相当額・俵(物納))	米価連動	
大字	字	地番								
合計		筆								

(甲)から(乙)に設定する権利 の期間等(C)	存続期間	年 ヶ月		始期及び終期	認可の公告日・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	借賃の 支払方法	種別	支払時期		支払方法			1 借賃の初回及び最終支払年は、 別表3のとおりとする。 2 借賃が、米価連動あるいは物納で ある場合、詳細は別記1による。		
		☐ 金納	毎年 12 月末日までに		指定口座に振り込む					
		☐ 物納	毎年 月末日までに		耕作者が土地所有者に直接納める					

(乙)から(丙)に設定する権利 の期間等(D)	存続期間	年 ヶ月		始期及び終期	認可の公告日・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	借賃の支 払方法	種別	支払時期		支払方法			1 借賃の初回及び最終支払年は、 別表3のとおりとする。 2 借賃が、米価連動あるいは物納で ある場合、詳細は別記1による。		
		☐ 金納	毎年 11 月末日までに		☐ 口座振替	☐ 指定口座に振り込む				
☐ 物納		毎年 月末日までに		耕作者が土地所有者に直接納める						

この計画に同意する。

農地中間管理機構に権利の設定をする者(甲) 住所 (同上) 氏名又は名称 ⑥

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙) 住所 (同上) 氏名又は名称 ⑥

※自書の場合押印省略可(個人)

※権利の設定する土地の(甲)以外の権原者等がある場合は別表4に記載

- （記載注意）
- 1 この各筆明細書は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
 - 2 (A)欄は、市町村別に記載する。
 - 3 (A)欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、〇〇〇㎡の内〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 - 4 (B)欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。
 - 5 (B)欄の「利用内容」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
 - 6 (B)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る借賃)の額を記載する。
 - 7 (B)欄の「米価連動」は「借賃」における米価の対象となる農協名及び価格区分(買取価格(直販買取価格)又は仮渡金額(共同計算仮渡金)のいずれか)を記載する。

第1-1 農地中間管理権の設定及び賃借権又は使用貸借による権利の設定関係（一括）

甲：

丙：

[illegible]

権利を設定する土地 (A)			(甲)から(乙)に設定及び(乙)から(丙)に設定する権利 (B)							備考
所在			現況地目	面積 (㎡)	権利の 種類	利用内容	10a当り借賃 (円・kg・俵)	借賃 〔 円・俵相当額 ・俵 (物納) 〕	米価連動	
大字	字	地番								
							</			

2 共通事項(甲・乙(千葉県園芸協会)添付用)

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)に定めるところにより甲から乙に設定される権利は、1の各筆明細書に定めるもののほか、次に定めるところによる。

なお、本計画の認可及び農業委員会への通知と公告について、地方自治法第252条の17の2に基づき知事から市町村長へ権限移譲されている市町村においては、「県」を「市町村」と読み替えるものとする。

(1)権利の設定

1の各筆明細書に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により生じる。

(2)借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3)借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(4)借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5)転貸

乙は、当該土地を転貸して丙に使用及び収益させることができる。

(6)借賃の減額

ア 丙から乙に対して農地法第20条の規定により借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

(7)障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(8)修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗については、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき又は甲が修繕することができない場合は、乙が甲の同意を得た上で丙に修繕させることができる。この場合において、丙は修繕に要した費用を乙に請求するものとし、乙は当該費用を甲に請求する。

イ 乙は、甲の同意を得て丙に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9)附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10)租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

ウ その他当該土地の通常の維持保存に要する経費は、丙が負担する。

(11)当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその終了の日から、30日以内に甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。(附属物の取扱いについては(9)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(12)賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲、乙及び丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13)賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14)権利取得者の責務

乙は、丙に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導する。

(15)賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、権利の取得後又は丙との解約後2年間を経過しても、当該土地の貸付けを行う事が見込めない場合又は災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難になった場合は、知事の承認を受けて権利を解除することができる。

(16)農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(17)その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

2 共通事項(乙(千葉県園芸協会)・丙添付用)

この農用地利用集積等促進計画(以下、「本計画」という。)に定めるところにより乙から丙に転貸される権利は、1の各筆明細書に定めるもののほか、次に定めるところによる。

なお、本計画の認可及び農業委員会への通知と公告について、地方自治法第252条の17の2に基づき知事から市町村長へ権限移譲されている市町村においては、「県」を「市町村」と読み替えるものとする。

(1)賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細書に定める乙による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、丙が当該賃貸借の設定等を受けた土地(以下「当該土地」という。)について次のいずれかに該当するときは解除することができる。

ア 正当な理由がなくて定められた期日より1年以内に賃借料を支払わないときその他信義に反した行為したとき。

イ 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(2)借賃の増減額請求

乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3)借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4)借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改定する。

(5)借賃の減額

ア 丙は、乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求ができる。この場合において、減額されるべき額は、乙、丙及び甲が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、丙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて乙及び丙が協議して定める。

(6)転貸又は譲渡

丙は、本計画により賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7)遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(8)修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗については、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき又は甲が修繕することができない場合は、乙が甲の同意を得た上で丙に修繕させることができる。この場合において、丙は当該修繕に要した費用を乙に請求するものとし、乙は当該費用を甲に償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て丙に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9)附属物の設置等

ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得る。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は当該附属物を収去する義務を負う。

イ 乙は、アの同意を行う場合には、事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得るとともに、丙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。また、丙が乙及び甲の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10)租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

ウ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11)当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙はその終了の日から、30日以内に乙に対して当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(9)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(12)賃貸借又は使用貸借の終了

本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、乙、丙及び甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。

(13)賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14)農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15)その他

本計画に定めのない事項及び本計画 に関し疑義が生じたときは、乙、丙及び県が協議して定める。

甲の氏名（名称）・整理番号等	
丙の氏名（名称）・整理番号等	

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の納入先	組 合 員	賦課金等の種類	賦課金等の負担者	備 考
				※土地改良区組合員と賦課金等の負担者が異なり、かつその負担者が准組合員ではない場合は、負担者が組合員に賦課金等を支払い、組合員が土地改良区へ納める。

別表 3 賃料納入年

初回納入年	令和 年（20 年）	最終回納入年	令和 年（20 年）	納入回数	回
-------	------------	--------	------------	------	---

別記 1 賃料詳細事項

A 別記 借賃詳細 米価連動賃料

- 1 1 俵当たりの価格は、農業協同組合における次の条件とする。
（1）コシヒカリ 1 等米 玄米 60 キログラムの価格とする。
（2）当年 9 月 10 日現在における価格とする。
2 借賃の毎年支払い金額は、上記 1 の価格に 1 各筆明細書の借賃欄の俵数を乗じたものとし、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

B 別記 物納詳細

- 1 コシヒカリ 1 等米とする。
2 現物の受け渡し、運搬は全て耕作者又は土地所有者が行うものとし、耕作者が提示する方法によるものとする。
3 現物の管理（受け渡しの確認、品質の確認、数量の確認）については、土地所有者、耕作者の信義に基づいてこれを行うこと。
また、これに係る紛争については当事者同士で解決すること。
4 耕作者の変更の場合も含めて、借賃の支払い方法の変更の必要が生じた場合には、土地所有者、園芸協会、耕作者の間で協議するものとする。

別表 4 権利の設定する土地の(甲)以外の権原者等

住所	氏名	権限の種類	同意印

※甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない（抵当権者の記入は不要）。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（ 個 人 ）

整理番号				氏名又は名称				年 齢		才		農作業従事日数		日	
賃借権の設定等を受ける 土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)		賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)			
						世帯員		農業従事者		雇用労働力 (年間延べ労働日数)		種 類 頭羽数		種 類 数 量	
農 地		農 地			人	主たる従事者		人	人日						
						その他の従事者	主として農業に従事する者							人	
採 草放牧地		採 草放牧地					従として農業に従事する者	人							
その他		採 草放牧地													
農作業に従事する者の配置の状況 (G)						賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)									
市町村		氏名		住所地、拠点となる場所等											
						影響は見込まれない。									

記載等の省略（I）

☐ 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、「農作業従事日数」、B、D、E、F、G及びHを省略する。（機構法施行規則第12条第3項第1号）

☐ 地域計画に位置付けられた農業を担う者であり、機構法施行規則第12条第3項第4号の要件を備えると農業委員会が認めたため、「農作業従事日数」、B、D、E、F、G及びHを省略する。

- （記載注意）
- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
 - (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。
 - (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
 - (D) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者（自家農業労働日数が年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。
 - (G) 欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。
 - 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人）

整理番号		農地所有適格法人の名称													
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)			
				事業の種類											
				農畜産物名		関連事業等の内容		左記以外の事業の内容							
				現在		現在		現在							
権利取得後		権利取得後		権利取得後											
農地		農地		事業の実施状況及び事業計画						種類	頭羽数	種類	数量		
採草放牧地				農業		左記以外の事業									
				3年前		3年前									
				2年前		2年前									
				1年前		1年前									
その他		採草		初年度		初年度									
				2年目		2年目									
				3年目		3年目									
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D）								賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）							
氏名・名称	農業関係者	議決権又は株式の数		法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		株式総会	種類株式総会	権利の種類	面積㎡	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み	
雇用労働力（年間延日数）								人日							
農業に従事する者の配置の状況（H）								賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（I） 影響は見込まれない							
市町村	氏名			住所地、拠点となる場所等											
記載等の省略（J）															
☐ 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、B、F、G、H及びIを省略する。（機構法施行規則第12条第3項第1号）															
☐ 過去に公告した他の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行うものであり、その者に係る定款又は寄附行為の写しについて変更がないため、当該書類を省略する。（機構法施行規則第12条第3項第2号）															
☐ 市町村等により意見を聴かれた農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人であると認めたため、C、D、E及び組合員名簿又は株主名簿若しくは承認会社に関する書類を省略する。（機構法施行規則第12条第3項第3号）															
☐ 地域計画に位置付けられた農業を担う者であり、機構法施行規則第12条第3項第4号の要件を備えると農業委員会が認めたため、B、F、G、H、I及び定款又は寄附行為の写しを省略する。															

様式3-36-1（添付資料・農地所有適格法人）
（記載注意）

- 1 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- 2 (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。
- 3 (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 4 (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- 5 (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- 6 (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積等促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- 7 (D)欄の「氏名・名称」欄には、全ての構成員の氏名又は名称を記載し、法人が農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人である場合にあっては、同法第16条の5に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称の後に「(提携事業者)」と記載する。また、「農業関係者」欄には、当該構成員が農業関係者である場合に「○」を記載する。
- 8 (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。なお、「種類株式総会」の欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載する。
- 9 (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- 10 (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- 11 (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあっては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町村名を記載する。
- 12 (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- 13 (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- 14 (H)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(隣接市町村などで配置が同じ場合は、当該する市町村を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。
- 15 農地所有適格法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号	法人の名称												
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積 (B) m ²		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員の状況等 (D)					賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F)	
					氏 名	役職名	住 所	年間農業従事日数					
								前年実績	見込み	種類	頭羽数	種類	数量
農 地		農 地											
採 草放牧地													
その他			採 草放牧地										
雇用労働力（年間延日数）					人日								
農作業に従事する者の配置の状況 (G)					賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)					地域との農業における他の農業者との役割分担の状況 (I)			
市町村		氏名		住所地、拠点となる場所等		影響は見込まれない。					地域内農業者であるため役割分担については問題ない。		
記載等の省略 (J)													
☐ 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、B、D、E、F、G、H及びIを省略する。（機構法施行規則第12条第3項第1号）													
☐ 過去に公告した他の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行うものであり、その者に係る定款又は寄附行為の写しについて変更がないため、当該書類を省略する。（機構法施行規則第12条第3項第2号）													
☐ 地域計画に位置付けられた農業を担う者であり、機構法施行規則第12条第3項第4号の要件を備えると農業委員会が認めたため、B、D、E、F、G、H、I及び定款又は寄附行為の写しを省略する。													

(記載注意)

1 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。

2 (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。

3 (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

4 (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町村名を記載する。

5 (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

6 (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、当該する市町村を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場合等」は、市町村名を記載する。

7 法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

酒々井町

酒々井町

[illegible]

【各項目の詳細】**①農地法**

第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）※1

第4条（農地の転用の制限）※2

第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）※2

第42条（措置命令）

※1 偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。

※2 農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。

②農業振興地域の整備に関する法律

第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）

第15条の3（監督処分）

③種苗法

第20条（育成者権の効力）

第25条（専用利用権）

※育成者権又は専用利用権の侵害

④農薬取締法

第24条（使用の禁止）

⑤過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無

No.	受け手氏名 (名称)	法令違反			権利取得後不耕作及び取得後3年以内の権利移転等		
		対象法令	違反時期	内容	行為の時期	内容	理由
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

令和 年 月 日

公益社団法人
千葉県園芸協会 理事長 様

三

フリガナ

印

(法人名・代表者名)

歲

※自書の場合、押印省略可(個人)

登録書に記載していただいた情報は、農地の貸付業務や地域計画作成等のために市町村、農業委員会、農地中間管理機構の業務委託先等の関係機関に情報提供する場合があります。

1. 賃貸借又は使用貸借当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	住 所
利用権を設定する者 （以下「甲」）		
利用権の設定を受ける 者兼転貸を行う者 （以下「乙」）	公益社団法人 千葉県園芸協会 理事長 江波戸 一治	千葉市中央区市場町 1 番 1 号
転貸を受ける者 （以下「丙」）		

土 地 の 所 在				地 目		面 積 (㎡)	備 考
市町村	大字	字	地 番	登記簿	現 況		
計			筆				

(1) 附属物の種類・内容 :
(附属物の種類のほか、構造、面積、数量等を記載。詳細について図面等がある場合は添付)

(4) 契約終了時の収去の有無 : 有 無
(いずれかに○)

(裏面に続く)

- (5) 収去の時期・条件
((4)が有の場合)

: 賃貸借又は使用貸借の終了の日から30日以内とする。
乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙が当該附属物を収去する義務を負う。
丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
- (6) 収去しない場合の費用償還の有無
((4)が無の場合のみいずれかに○)
※費用償還有の場合は、費用等について別途協議する。

: 有 無

甲、乙及び丙の三者は、本書の内容について合意が成立したので、後日のため本書を3通作成し、当事者記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 住所

氏名 印

乙 住所 千葉市中央区市場町1番1号
公益社団法人 千葉県園芸協会

氏名 理事長 江波戸 一治 印

丙 住所

氏名 印